

中期目標・中期計画（素案）

奈良教育大学

平成15年9月26日

国立大学法人 奈良教育大学の中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>大学の基本的な目標</p> <p>奈良教育大学は、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。</p> <p>その実現のため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と学びの危機に象徴される教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人の育成を図る。</p> <p>大学院課程においては、学士課程との連携を図るとともに、社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行う。</p> <p>教育大学としての上記の基本的目標を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。</p> <p>教育実践における応用ないし再構成が可能な専門的知見を提供し得る、高度な質の教育研究を促進し、実践的指導力を備えた有能な教育者を養成する。</p> <p>世界遺産を有する奈良の地域文化に根ざした「歴史と文化」「環境と自然」「人間と教育」を重視した個性ある教育研究、学際的研究を推進する。</p> <p>学生が自主的・集団的に学び、活動し、誇りと愛着の持てる大学をめざした条件整備と支援活動を推進する。</p> <p>教育大学としての特色を生かした、地元地域への貢献と連携を重視し、地域に開かれ地域とともに活力を生み出す大学をめざす。さらに、現職教育を促進するとともに、地域の学校等に対する支援を推進する。</p> <p>アジアを広域的な地域の一つとして視野に入れ、教育研究上の国際交流を広く推進する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成16年4月1日～平成22年3月31日</p>	

<p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する教育学部（学校教育教員養成課程、総合教育課程）、教育学研究科（修士課程）を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>全学的な教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標 高い知性と豊かな教養を備えた、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とし、人材育成の具体的視点を以下に掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関わる多様な資質と教育実践力を備えた教員の養成 ・環境、情報、文化等、現代社会の課題に関する見識と、それらに対応し得る資質能力を有した人材の育成 ・国際的視野を有した異文化交流の担い手たる人材の育成 ・人権尊重社会の担い手となる人材の育成 ・高度専門職業人として、学校教育における高度な教育実践力を備えた、リーダーシップを発揮できる教員の養成 <p>【学士課程】 教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く深い教養と、学士課程全体を通して、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。 <p>・教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める教育的情熱を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。</p> <p>・社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】 教養教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の現代的課題に対応し得る力量形成のための導入教育科目群の充実を図る。 ・職業意識を醸成するため、キャリア教育に関する科目を開講する。 ・教養教育科目の履修展開の見直しを行う。 ・「現代の教養」の観点からジェンダー論、奈良の歴史文化・今日的な地域文化に迫る科目等、分野バランスのとれた選択科目を開講し、大学間単位互換により選択科目の幅を拡大する。 ・国際化に対応して、外国語科目の充実を図る。 ・保健体育科目において基礎的な技能と知識の習得を図るとともに、健康教育を強化する。 ・多様な価値観を培うため、異文化理解教育や人権教育を充実させる。 <p>専門教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する学術的知識と理解力、子どもの発達と学習に関する基礎的知識を習得させるとともに、教科専門教育と教科教育の連携を促進する。 ・学級づくりをはじめとする生徒指導の基礎的知識・技能等を習得させる。 ・フレンドシップ事業の充実発展とそのカリキュラム化を図る等、学校体験活動を推進する。 ・子どもを学びの主体として捉える教育の理念に立った教育方法を開発する。 ・生涯学習・国際化・環境・情報・芸術・文化財等の教育の諸課題についての理解と判断力を育成するため、コース共通科目を充実し、カリキュラムの体系化を進める。

【大学院】

大学院教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標

- ・学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

アドミッション・ポリシー（AP）に関する基本方針

- ・自ら学ぼうとする積極的な意欲、物事を多面的に捉えることのできる幅広い基礎学力を備えていることを基本とする。

教育課程に関する基本方針

- ・教養教育と連携し、教育理念や教育目標に即した、教育課程の見直しと改善を行う。

教育方法に関する基本方針

- ・課題解決能力、コミュニケーション能力等を高めるとともに、自主的・主体的な学習を促す授業形態や学習方法を推進する。
- ・小規模大学、少人数教育の利点を生かした授業方法の活用を

- ・地元地域での教育機会や専門分野におけるフィールドを活用した授業を充実させる。

卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・キャリア教育の充実を図り、学生の教職意識を高めることにより、教員就職率の向上に努める。
- ・教員外の進路について、インターンシップの充実、就職先の開拓など就職率の向上を図る。
- ・学士課程と大学院を有機的に関連させた教員養成を行うため、学部からの大学院進学率を高める。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・教育目標に照らした教育成果の検証を行うこととし、在学生、卒業生及び卒業生の勤務先を対象に、達成度及び満足度等に関する調査を行う。

【大学院】

大学院における教育の具体的方策

- ・理論と実践の統合された、より高度な研究能力と教育実践力の獲得を図り、現職教員に対しては、高度な専門的力量の向上、得意分野における専門的知識・技能の深化及び教育実践力の向上を図るため、教育内容を充実させる。

修了後の進路等に関する具体的方策

- ・高度の専門性とさまざまな教育課題に対応できる実践的指導力を有する教員及び教育指導者への就職率の向上に努める。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・教育目標に照らした教育成果の検証を行うこととし、在学生、修了生及び修了生の勤務先を対象に、達成度及び満足度等に関する調査を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

アドミッション・ポリシー（AP）に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の教育理念に即した明確なAP及び「求める学生像」を策定し、周知する。
- ・募集方法、選抜方法の見直しを図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・現行二課程カリキュラムの成果と課題を整理し、課程・コース等のカリキュラムの改善と履修モデルの明確化を図る。

授業形態、学習方法等に関する具体的方策

- ・TT（Team Teaching）の推進、合同授業の実施等、多様な授業形態を工夫する。
- ・ワークショップをはじめとする参加体験型学習並びに学生の能動的活動を惹起する授業方法を活用する。
- ・近畿地区の国立の四教育大学が共同して、教員養成のためのカリキュラムの開発、eラーニング

図る。

成績評価等に関する基本方針

- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。

【大学院】

APに係る基本方針

- ・ 学士課程教育で修得した専門的知識・技能が定着するとともに、教育に関する問題意識と研究への意志及び自己向上意欲を備えていることを基本とする。

教育課程に関する基本方針

- ・ 高度専門職業人養成及び現職教員研修の視点を踏まえた教育内容の充実を図り、系統的カリキュラムを編成する。

教育方法に関する基本方針

- ・ 教育に関する専門的知識・技能の定着とその応用、教材開発及び教育実践分析等に関する力量形成に寄与する、学習者参加型の授業形態、学習方法を推進する。

適切な成績評価等に関する基本方針

- ・ 授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。

社会人、留学生の受け入れに関する基本方針【学士課程・大学院共通】

- ・ 社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育、生涯学習の視点に立ち、社会人の受け入れを推進する。また、歴史文化摇篮の地としての奈良の魅力を広く留学生に伝え、留学生の受け入れを促進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標(【学士課程・大学院共通】)

教職員の配置に関する基本方針

- ・ 教育研究の理念・目標に沿った教員組織を編成する。

を活用した教育内容・方法の改善に取り組む。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 学習到達度の把握に努めるとともに、成績評価基準のガイドラインの作成等、適切な成績評価を実施し、履修登録単位数制限及びGPAの改善充実を図る。

【大学院】

APに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ 本学研究科の教育理念に即した明確なAP及び「求める学生像」を策定し、周知する。
- ・ 現職教員の入学者を増加させるため、遠隔教育の実施、サテライトの設置を検討し、必要な改革を行う。

教育課程を編成するための具体的方策

- ・ 大学院の教育目標に対応させ、授業内容と授業科目名の見直しを図る。
- ・ 授業展開及び時間割編成の適切性について検討し、改善する。
- ・ 学校臨床の問題、特別な教育的支援、教科横断型の授業、学校経営等教育マネジメント分野の授業等、教育現場のニーズに応える授業の充実を図る。

授業形態、学習方法等に関する具体的方策

- ・ 学校教育フィールドを活用した授業、教員と院生が共同で問題解決を行うプロジェクト型授業等、新しい授業方法を導入する。
- ・ 研究方法に関する指導を重視するとともに、修士論文指導の在り方を改善する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 学習到達度の把握に努めるとともに、成績評価基準のガイドラインの作成等、適切な成績評価を実施する。

社会人、留学生の受け入れに関する具体的方策【学士課程・大学院共通】

- ・ 社会人については、科目等履修生の受講単位制限の緩和、聴講生制度を導入する。
- ・ 留学生については、渡日前の入学許可の検討、科目等履修生の受講単位制限の緩和、聴講生制度を導入する。
- ・ 奈良で学ぶ留学生のための独自プログラムの一層の充実を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置(【学士課程・大学院共通】)

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 教員の配置は、教育研究活動の適切な評価に基づき、弾力的な運用を行うとともに、必要に応じて教員組織編成の見直しを図る。さらに、カリキュラムの豊富化・深化のため、非常勤講師の有効活用を図る。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・ カリキュラムの改善に関する検討体制を強化する。

教育環境の整備に関する基本方針

- ・良好な授業環境と自習環境の充実を図り、情報ネットワークを整備・活用する。
- ・既存施設・設備の点検を実施し、その有効利用を図り、教育研究目標を達成するために必要かつ適切な施設・設備を整備する。

○教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針

- ・教育に関する点検・評価を実施し、当該評価結果のフィードバックを行い、教育の質の改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標(【学士課程・大学院共通】)

学生への支援に関する基本方針

- ・充実した生活環境の整備、学生の立場に立ってサポートする学習支援システムの整備を行う。

就職指導に関する基本的方針

- ・学生の多様な進路に対応する就職支援・就職指導を全学共通の重要課題と位置づけるとともに、教職員を含めた全学的な就職支援体制の充実を図る。

- ・特殊教育特別専攻科(情緒障害教育専攻)を活用し、現職教員指導の充実を図る。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・附属図書館による教育研究図書・資料等の系統的整備を行うとともに、資料のデータベース化促進とWebによる検索利用機能の強化等、情報ネットワークを整備する。
- ・施設・設備の点検を実施し、共同利用計画の策定及び共同利用体制の整備と実施を図る。

F D活動並びに教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育内容に関する自己点検評価を定期的に行うとともに、外部評価を導入する。
- ・FD活動を通じて授業内容・形態・方法等を改善するとともに、FDの活動内容を一層充実させる。
- ・担当授業数、指導学生数などの教育分担の見直し等により、教育の質の改善に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置(【学士課程・大学院共通】)

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・オフィスアワーの活用等、学生が相談しやすい環境整備を図る。
- ・メンタルヘルス、セクシュアルハラスメント等学生の人権に配慮した取り組みを促進する。
- ・学生による企画やプロジェクトの計画並びに実施を通じ、企画力・実践力・組織力の育成と社会性の向上を図る。

課外活動に関する具体的方策

- ・課外活動施設の点検や支援体制の整備により課外教育の充実を努める。
- ・奈良県及び奈良市教育委員会等との協定により、学生ボランティア活動を支援する。

経済的支援に関する具体的方策等

- ・大学同窓会、大学後援会との連携等により、奨学金あるいは貸付金の設置等、本学独自の経済的支援体制の整備に努める。

その他の具体的方策など

- ・生活相談及びカウンセリングに関する体制を充実させる。
- ・学生と教職員とのオープンな交流・対話の場を設定する。
- ・福利厚生施設、地域に開かれた学びのための施設・設備、学生の居住環境に配慮した環境整備を図る。

就職支援等に関する具体的方策

- ・就職ガイダンス等の改善充実、就職情報の収集及び内容の充実、就職支援・就職指導バックアップ体制の整備を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

目指すべき研究課題と研究の水準に関する基本方針

- ・学校教育と生涯学習に関する研究課題を追求するとともに、地域の文化と産業に寄与する研究を推進する。
- ・教育実践や社会的要請に応える課題、地域の政策形成に寄与する研究など、各分野の優れた研究水準を視野に入れた研究に取り組む。

研究成果の社会への還元等に関する基本方針

- ・教育現場と密着した研究を通して教育界に還元するとともに、特色ある研究を生かして、生涯学習・地域文化・地域産業の振興に寄与する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者等の配置に関する基本方針

- ・研究組織の硬直化を避け活性化を図るため、教員の弾力的な配置を図る。

研究資金の配分システムに関する基本方針

- ・外部資金の獲得を推進するとともに、学内の研究資金の配分に評価結果を反映するシステムを整備する。

研究環境の整備に関する基本方針

- ・研究の活力を維持発展させるために、研究環境並びに研究体制を整備する。
- ・研究に係る情報ネットワークを整備する。

研究の質の向上システム等に関する基本方針

- ・研究活動の評価体制を確立して研究組織・体制の弾力化を図る。
- ・全学的並びに個々の教員の研究の質の向上及び改善のための施策や取り組みについて、その達成度を適切に評価し、フィードバックするシステムを構築する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性と大学として重点的に取り組む研究領域

- ・社会的要請に応える課題として以下の研究に取り組む。
教育理論・教育実践・教育臨床に関する研究、生涯学習・リカレント教育に関する研究、地域文化・地域産業に寄与する研究。

研究成果の社会への還元等に関する具体的方策

- ・大学として、以下の課題に関する研究成果を組織的に社会に還元する。
教育実践・教育臨床の研究、国際理解等に関する課題、社会的教養、文化の理解と向上、歴史理解に関する課題、地域の政策形成、産業界に寄与する課題。
- ・附属学校園や公私立学校の現職教員との共同研究を通して研究成果を社会へ還元する。
- ・研究成果を活かした公開講座等を開催する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・学校教育現場等での実践と応用により、教材開発や指導方法等に関する研究成果を検証する。
- ・研究成果の社会的効果の検証を外部評価を含めて実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に係る具体的方策

- ・研究プロジェクトに対応して、他機関及び民間の研究者を含めた弾力的な研究グループを組織する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・研究支援体制を強化し、科学研究費・各種研究支援経費の申請を促進する。
- ・基盤的経費の確保を図るとともに、研究支援経費及びプロジェクト研究支援経費の配分等については、教員及び研究組織の評価結果を反映させるシステムを導入する。

研究環境の整備と設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・研究棟の点検を行い、研究室、実験室、共同研究室を整備し、施設、設備の共同利用を図る。
- ・ポータルサイトを充実し、学術情報の受発信機能を強化する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・研究活動に関する自己評価及び外部評価を実施し、目標の見直しや研究活動の改善の取組に反映させる。
- ・サバティカル（特別研究期間）制度の導入を検討する。

学内共同研究等に関する具体的方策

- ・地域との共同研究の視点から、教育実践及び教育臨床に関わる研究を行うセンターを中核として共同研究を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

教育における地域社会との連携・協力に関する基本方針

- ・教育研究の成果を広く地域社会に発信するとともに、地域社会の学習及び教育に関する要請に応える。
- ・産官学連携の下での共同研究・学際的研究を進めるとともに、産官学連携のための支援システムを整備する。
- ・大学の教育研究機能に対する社会の要請に対応し、大学施設の積極的な開放を図り、施設設備の整備と活用に努める。

- ・留学生の交流、その他諸外国等との教育研究上の交流を促進する。

(2) 附属学校に関する目標

附属学校の基本的目標

- ・大学の教育研究方針に基づき、大学との共同研究のもとに理論と実践の両面から研究し、成果を広く外部の学校関係者に

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・奈良県及び奈良市等との連携により、生涯学習、人材育成、文化、国際交流等に関する各種事業を実施し、地域の活性化に資する。
- ・社会との連携に関する活動を組織的に把握し、支援体制の整備を図る。
- ・地域連携強化の視点から、教育相談、現職教員への指導等、教育実践及び教育臨床に関わる研究を行うセンターの強化を図る。
- ・地域との交流のための施設・設備に配慮し、環境整備を図る。

現職教員研修等、地域の教育支援の推進に関する具体的方策

- ・奈良県教育委員会との連携により、学校への支援、現職教員の研修、共同研究・開発等を実施する。
- ・現職教員のための各種研修講座、各種教育相談事業の充実を図る。
- ・出前授業等、高大連携を推進する。
- ・地域の教育実践研究を開拓・推進し、教育実践に関するデータベース化を促進する。

産官学連携の推進に関する具体的方策

- ・奈良県、奈良市及び関西をはじめとする自治体、NPO、企業、文化団体等との連携による研究プロジェクトを実施する。
- ・自己点検・評価に基づき、社会との連携等に関する研究活動を充実する。

地域の国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・奈良県大学連合加盟大学間で単位互換を促進するとともに、共同で公開講座を実施する。

留学生交流その他諸外国等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・教員研修留学生等の受け入れを推進し、協定校の開拓と協定校への安定的な学生派遣を行う。
- ・留学生向け情報等を積極的に発信し、指導教員、チューター等による助言指導体制を充実させる。
- ・日本人学生や市民との交流を促進し、留学生を核とした国際交流に努める。
- ・大学同窓会、大学後援会との連携等により、奨学金あるいは貸付金の設置等、本学独自の経済的支援体制の整備に努める。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策など

- ・国際交流基金の整備により、外国人研究者の招聘、海外協定大学間での教職員及び学生・大学院生の派遣・交流を活性化させる。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・学部教育研究への協力、大学教員の附属学校教育への参加等を促進する。
- ・教員養成の現代的課題に応え得る、適切で効果的な教育実習に取り組む。

公開し、公立学校のモデル校としての実践及び実践開発を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

効果的な組織運営に関する基本方針

- ・学長が全学合意を形成し、リーダーシップを発揮して責任ある執行を行うため効果的・機動的な運営体制を構築するとともに、教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価を行うことにより活力ある大学づくりを進める。

- ・大学院生及び現職教員の臨床的な実践研究の場として、大学における教育実践研究を担う。

公立学校のモデル校となるための具体的方策

- ・発達に応じた教育を行い、そのための指導内容や指導方法に関わる研究をすすめる。
- ・公開研究会の開催、公立校との共同研究を促進し、現職教育を積極的に推進する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評議員の意見を取り入れ学校運営に生かす。
- ・未就園児の子育て支援等の地域連携を積極的に推進する。

附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・附属学校入学希望者に対し、適性検査の方法・内容等について検討し改善を図る。また、連絡進学を促進を図る。

公立学校との人事交流に関する具体的方策など

- ・人事に関し奈良県との交流協定書に基づく積極的な交流を促進し、教育研究の活性化を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立、及び運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・大学の基本方針は、中期目標・計画に基づき、役員会の議を経て学長が最終意思決定を行い、具体的な運用は各組織の責任で行うことを基本とする。
- ・効果的・機動的な大学運営を図るため、教学、総務、学術研究等を担当する複数の副学長を置く。
- ・学長を補佐する体制として、学長のもとに、目標計画に関する委員会、及び点検評価に関する委員会を置き、役員会の企画立案を強化するとともに、学内評価システムの改善を図る。また、運営会議を置き法人の経営機能を強化する。
- ・教育研究評議会のもとに、専門的事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。
- ・教育研究評議会と経営協議会の連携を図るとともに、教学及び経営双方に関わる重要事項を審議するため、合同の協議会を置く。

機動的・戦略的な学部等の運営に関する具体的方策

- ・教育学部に教授会を置き、学部の教育研究に関して必要な重要事項を審議する。
- ・各種委員会の役割を見直し専門的機能を高めるとともに、委員会の再編・統合を進め、効果的な運営体制の整備を図る。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・事務局機能を再編し、企画立案、学生支援及び研究支援・地域連携機能を高める。必要に応じて教員・事務職員が一体となった組織を編成する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・教育研究支援の経費を公平かつ効果的に配分するため、評価システム及び配分システムの改善を

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針

- ・教育研究の進展や社会的ニーズ、自律的改革を踏まえた適切な評価に基づき、学部、大学院、及び附属施設等における教育研究の充実を図るため、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針

- ・教育研究活動等の活性化を図るため、評価に基づく適正な人事システムを構築する。
- ・職員人事の適正化を進め、職員の専門性の向上を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針

行い、教育研究予算配分を基盤的経費配分と競争的経費配分の観点から見直しを行う。

- ・学長裁量経費配分の趣旨を継続し、教育大学の目標に即した教育研究を促進する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・近隣の国立大学法人間で事務職員の人事交流を図り、併せて職員研修の充実に努める。
- ・近隣の国立大学法人間で、事務情報化による連携を推進し、事務情報システムの充実に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- ・大学の基本的な在り方については、教育研究機能の充実・活性化、経営基盤の強化等の観点から、地元自治体の意向も踏まえ、引き続き検討する。
- ・中期計画期間中の早期に教育学部二課程制についての総合的な評価を行い、評価に基づいた将来計画を策定する。
- ・大学院教育学研究科の組織改革に伴い、教育実践研究の高度化、高度専門職業人の養成及び現職教員の高度な研修機能の向上のための評価を行い、改善を図る。
- ・教育研究推進のため、附属図書館等の再編・充実を図り、学術情報活用の総合的機能を高めるため、教育研究情報の一元管理と活用を目的とするセンターの設置と組織の整備を行う。
- ・学部・大学院等と各附属学校園相互間の連携、及び附属学校園の充実を図るための体制を整備する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用及び柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・学長のもとに点検評価に関する委員会を設置し、教職員の多面的な業績評価・改善システムの充実を図る。

教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・教員の採用にあたっては、原則として公募制とする。
- ・教育学部における任期制の在り方について検討を進める。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・中期目標・中期計画に沿って中期的な配置計画を策定するとともに、業務の合理化を図り、全学的観点から重要目標、インセンティブに配慮した配置を適切に行う。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・優秀な人材を確保するため、地区別の共通試験の活用等により採用者の選考を行うとともに、他機関との人事交流、外部人材の登用等を積極的に進める。
- ・職員の資質向上を図るため、各種研修の実施と内容の充実を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・専門職能集団としての事務組織を構築し、事務の簡素化・合理化、効率化、機能強化を進める。

- ・企画立案機能等の強化・充実のため、事務組織を再編するとともに、事務処理の一層の合理化・効率化に努める。また、大学運営に専門職能集団として積極的に参加できるよう事務職員の資質向上に努める。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・科学研究費補助金等の競争的研究資金の拡充を図るとともに、地方公共団体や民間からの受託研究などの多様な自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標

- ・教育研究経費の確保と競争的環境の醸成にむけて、教育研究支援の経費等の効果的活用を図る。
- ・教職員の意識改革を図るとともに、事業の見直し、外部委託の推進、調達コストの削減、施設設備の有効活用等により諸経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・施設の共同利用を推進し、他の教育研究機関等の利用促進など有効活用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- ・評価の実施組織を整備・充実し、自己点検評価及び外部評価を実施し、その評価結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

- ・企画立案機能等の強化充実を図るため、事務情報化の推進、事務手続きの簡素化など一層の合理化、効率化を進める。
- ・事務組織の業務の点検評価を推進し、業務内容の見直しを行い、必要に応じ組織についても見直しを行う。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・事務職員にかかる研修の企画・実施、国立大学法人間の人事交流を推進する。

業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・業務内容の見直しを行い、その結果に基づきアウトソーシングを推進するとともに、既に外部委託を実施している業務についても一層の効率化を図る。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金など外部資金増加に関する具体的方策

- ・研究助成等に関する情報収集など研究支援体制を強化し、科学研究費補助金申請件数、及び採択率の増加を図るとともに、外部資金を獲得した教員へのインセンティブの付与等を検討する。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・地域貢献の観点から、教育研究の成果を公開講座等により還元する。
- ・諸施設を教育研究に支障が生じない範囲で地域に開放し、使用料収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・管理業務の定期的見直しによるコスト削減を図り、管理的経費の節減を図る。
- ・光熱水量の使用状況を把握し、一層の節減に努める。
- ・予算執行状況把握のオンライン化を図り、効率的な予算執行に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設マネジメントを充実し、施設の効率的な運用管理に努める。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・自己点検評価の実施と改善の組織的取り組みのため、学長のもとに、点検評価に関する委員会を置き、自己点検・評価を実施する。
- ・有識者による外部評価及び大学基準協会加盟校による相互評価を実施する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

2 情報公開等の推進に関する目標

- ・教育研究、組織及び運営等の活動状況に関する大学情報を組織的に収集・分析整理し、各種媒体を活用して社会に公表し、社会への説明責任を果たす。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・大学としての施設整備に関する基本方針を策定し、利用状況の点検・評価に基づく教育研究スペースの有効利用、重点的かつ計画的な施設設備の更新・整備、快適なキャンパスの整備に努める。

2 安全管理に関する目標

- 大学として、環境安全防災基本計画を策定し、環境保全、安全対策及び安全教育を実施する体制を整備する。

- ・点検評価に関する委員会は、教育研究及び大学運営全般にわたる事項を評価対象とし、評価結果に基づき、必要に応じて改善措置を学長に提言する。また、各組織は評価結果を踏まえて、改善に向けた取り組みを進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・学長のもとに広報委員会を置き、大学広報誌、学内広報誌及び大学ホームページの充実を図る。
- ・情報セキュリティに関しての整備を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備、施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・計画的な施設整備・管理を行うために、施設長期計画を策定するとともに、施設の改修整備計画を策定する。
- ・施設の利用状況及び施設実態の自己点検評価及び公表を行い、その結果に基づき教育研究スペースの有効活用方策を検討し、スペース配分の見直しを図る。
- ・施設整備・管理に当たっては、バリアフリー、環境保全等の社会的要請に配慮する。
- ・快適なキャンパスづくりを推進するため、道路、駐輪・駐車場、屋外環境緑化等の整備計画を策定し、実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・各種の災害・事故等に関して、大学としての危機管理体制の整備を進める。
- ・劇物・化学物質等の管理、放射性同位元素等の危険物取扱い、実験廃棄物の保管と処理、実験系排水の管理等に関する一層の整備を図るとともに、安全教育を推進する。
- ・学生、教職員を対象に学内セキュリティのための啓発活動を行うとともに、附属学校園を含めて、キャンパス警備体制の充実を図る。

別表（学部、研究科）

学 部	教育学部
研究科	教育学研究科

別表（収容定員）

平成16年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）
平成17年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）
平成18年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）
平成19年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）
平成20年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）
平成21年度	教育学部	1,020人（うち教員養成に係る分野	520人）
	教育学研究科	120人（うち修士課程	120人）